

技 第 3 8 8 号
平成 2 2 年 1 0 月 2 0 日

関係各機関の長 様

千葉県県土整備部長

「土木工事書類作成マニュアル」の本格運用について（送付）

平成 2 1 年 1 2 月 1 5 日より「土木工事書類作成マニュアル（案）」の試行運用を続けてきたところですが、この度、平成 2 2 年 2 月改定の「土木工事共通仕様書・施工管理基準」の改定内容を反映させるとともに、試行期間中に受発注者双方からいただいた意見を踏まえ、マニュアル（案）を一部見直し、「土木工事書類作成マニュアル」として、下記のとおり本格運用することとしたので、参考までに送付します。

記

- 1 本マニュアル（案）の適用範囲
「土木工事共通仕様書・施工管理基準」を適用する全ての工事
- 2 適用日
平成 2 2 年 1 0 月 2 5 日以降に契約を締結する工事に適用することとしますが、それ以前に契約した工事で本マニュアルが適用可能な工事においても適用することとします。
- 3 本マニュアルの入手方法
千葉県ホームページ： 県庁各機関一覧 県土整備部 技術管理課
技術情報室関連ページ 土木工事書類作成マニュアルに掲載

問合せ先 県土整備部技術管理課
技術情報室 片岡
TEL 043-223-3273
FAX 043-227-1075
E-mail gijutu39@mz.pref.chiba.lg.jp

技 第 3 8 8 号
平成 2 2 年 1 0 月 2 0 日

関係業団体の長 様

千葉県県土整備部長

「土木工事書類作成マニュアル」の本格運用について（送付）

日頃、県の土木行政につきましては、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 2 1 年 1 2 月 1 5 日より「土木工事書類作成マニュアル（案）」の試行運用を続けてきたところですが、この度、平成 2 2 年 2 月改定の「土木工事共通仕様書・施工管理基準」の改定内容を反映させるとともに、試行期間中に受発注者双方からいただいた意見を踏まえ、マニュアル（案）を一部見直し、「土木工事書類作成マニュアル」として、下記のとおり本格運用することといたしましたので、参考に送付いたします。

つきましては、貴団体会員への周知方、よろしくお願いたします。

記

1 本マニュアル（案）の適用範囲

「土木工事共通仕様書・施工管理基準」を適用する全ての工事

2 適用日

平成 2 2 年 1 0 月 2 5 日以降に契約を締結する工事に適用することとしますが、それ以前に契約した工事で本マニュアルが適用可能な工事においても適用することとします。

3 本マニュアルの入手方法

千葉県ホームページ： 県庁各機関一覧 県土整備部 技術管理課
技術情報室関連ページ 土木工事書類作成マニュアルに掲載

問合せ先 県土整備部技術管理課
技術情報室 片岡
TEL 043-223-3273
FAX 043-227-1075
E-mail gijutu39@mz.pref.chiba.lg.jp